

# 仕 様 書

## 第1 委託件名

令和4年度海外富裕層夜間・早朝観光実態調査業務委託

## 第2 事業目的

公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)は、訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、都市のイメージの向上に寄与し滞在中に多くの消費が期待できる海外富裕層の誘致に向けて、夜間・早朝の時間帯の観光コンテンツの充実を図ってきた。

本事業は、ウィズコロナ時代における海外富裕層市場のトレンドの変化を把握するとともに、海外先進都市の夜間・早朝観光の取組事例、富裕層向け観光コンテンツの傾向等を調査し、ターゲット富裕層のニーズや消費動向、コンテンツの成功事例等を分析することにより、ポストコロナにおける東京の観光資源を活かした夜間・早朝時間帯のコンテンツ開発の可能性、海外富裕層に向けた効果的なアプローチ方法などを検討し、富裕層向け夜間・早朝観光事業をより効果的に展開していくための基礎資料を作成することを目的とする。

## 第3 契約期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

## 第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団の指定する場所

## 第5 通則

- 1 本仕様書は、令和4年度海外富裕層夜間・早朝観光実態調査業務委託(以下「本委託」という。)」に適用する。
- 2 受託者は、本委託を実施するに当たり、財団と綿密に打合せを行うものとする。  
また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、財団と受託者で協議の上、定めるものとする。
- 3 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、業務を進めることとする。
- 4 本委託のため必要となる関係官公庁その他に対する手続は、受託者が迅速に処理すること。  
また、これに要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、本委託業務に当たり、調査対象者及び調査等で使用する私有施設関係者との良好な協力関係の維持に特に配慮すること。事故等のトラブルに係る責任は受託者にあることとし、財団に速やかに報告すること。
- 6 財団は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- 7 契約金額には、特段の記載のあるものを除き、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

## 第6 事業実施スケジュール(予定)

|        |             |
|--------|-------------|
| 令和4年8月 | 事業計画提出      |
| 令和4年9月 | 調査開始        |
| 令和5年3月 | 最終報告書作成及び提出 |

## 第7 委託業務内容

受託者は、本委託の実施に関し、下記事項を行うこと。

### 1 全体運営

受託者は本事業の履行に当たり、以下の(1)～(5)に留意しながら進めること。

- (1)受託者は、東京の観光振興を図る観点から、公平かつ客観的な見地に基づいて本委託業務の履行を行うこと。
- (2)受託者は、本事業を効率的かつ効果的に履行するための体制を整理したうえで、これを設置すること。富裕層旅行者や、富裕層を多く顧客に持つ旅行エージェント等のニーズを的確に捉えるため、本事業チームに富裕層旅行者向け訪都・訪日旅行関連事業者を配置し、体制を構築すること。また、より精度の高い調査結果を得て戦略策定に繋げるため、特に海外調査に係る連絡体制に留意すること。
- (3)受託者は、事業実施に先立ち、スケジュール等詳細を明らかにした事業計画書を作成し、契約締結後 10 日以内に提出して財団の承認を得ること。
- (4)事業の実施に当たっては、調査手法、分析手法、戦略案等について、業務の詳細を含めて財団に協議・報告を行いながら進めること。なお、受託者は業務の進捗状況について月に一度以上財団に報告すること。
- (5)事業の実施に当たっては、財団が別途支給する「東京都が目指すべき富裕層のターゲット像」を参考にすること。

### 2 調査

#### (1)調査概要

ウィズコロナ時代において、富裕層旅行者向けの夜間・早朝観光コンテンツを活用した観光誘客を積極的に行っている海外先進都市の手法や環境整備等を調査すること。なお、エリア別、種類別(ユニークベニュー、食、文化・芸能、ショッピング等)に調査することとし、その他詳細については財団と協議した上で決定・実施すること。また、調査実施時に新型コロナウイルス感染症拡大等の影響が認められる場合は、財団と協議した上で調査手法を変更する等、柔軟な対応を行うこと。

#### (2)調査対象都市

本調査が効果的に実施できるよう、調査すべき都市(富裕層観光及び夜間・早朝観光に向けた取組を積極的に展開している都市)を、既存の統計調査等を基に合計で 5 都市以上(アジア・オセアニア:2 都市程度、アメリカ・ヨーロッパ:3 都市程度)選定すること。

※より効果的かつ信頼性の高い調査を進めるため、調査初期段階において調査対象都市の絞り込みを行い、財団と協議の上、決定すること。

※新型コロナウイルス感染症の影響や渡航制限の状況、政治情勢等にも留意すること。

※新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、現地調査が可能な体制作りに励むこと。

#### (3)調査の実施・手法

①アジア・オセアニアの 1 都市及びアメリカ・ヨーロッパの 1 都市は以下の調査を実施すること。他にも最適な調査手法があれば財団と協議の上、実施すること。

ア.現地におけるヒアリング等の調査(民間事業者・行政・関係団体等)

※現地調査の内1都市は財団職員(1 名程度)を同行させること。

イ.オンライン会議システム等を使用したヒアリング調査(民間事業者・行政・関係団体等)

ウ.文献調査

②上記 2 都市以外の都市については以下の調査を実施すること。他にも最適な調査手法があれば財団と協議

の上、実施すること。

ア.オンライン会議システム等を使用したヒアリング調査(民間事業者・行政・関係団体等)

イ.文献調査

#### (4)調査内容

ア.ウィズコロナ時代の海外富裕層の夜間・早朝におけるトレンド及びニーズの変化、消費動向の変化

イ.夜間・早朝における高付加価値観光の海外マーケットの動向

ウ.ウィズコロナ時代の海外都市の夜間・早朝観光の実態(安心・安全性を含む)

エ.海外都市の富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツの取組事例(背景・課題・改善点等を含む)

オ.海外都市の富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツの経済波及を始めとした効果・影響

カ.海外都市の富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツの情報の発信方法

キ.夜間・早朝観光における移動手段、交通事情の実態(富裕層旅行者向けのシームレスで快適な移動方法を含む)

ク.夜間・早朝観光を実施する都市の推進体制・労働環境の実態

ケ.ウィズコロナ時代の日本における富裕層向け夜間・早朝観光の実態

コ.ウィズコロナ時代の東京における富裕層向け夜間・早朝観光の実態

※その他、事業目的を達成するために必要な調査を、財団と協議の上実施すること。

なお、調査内容に際しては事業の目的を踏まえ、より効果的なものとする。

### 3 富裕層向け夜間・早朝観光事業の推進に向けた東京の現状・課題の分析及び今後の展開についての提案

2の業務を通じて得た情報等を分析し、今後の東京の富裕層向け夜間・早朝観光事業の目指すべき方向性等について、提案すること。

#### (1)分析内容

ア.海外先進都市と比較した、東京における富裕層向け夜間・早朝観光の課題の分析

イ.東京における富裕層向け夜間・早朝観光の施策の整理と課題の抽出

ウ.その他

#### (2)提案内容

ア.富裕層の誘致や滞在延長化、観光消費額の増加に向けて、今後、東京において展開すべき富裕層向け夜間・早朝観光事業の方向性

イ.アを実現させるための効果的かつ効率的な施策(以下の内容を含むこと)

・ターゲットとすべき富裕層について(資産額区分、年齢層、国・地域などを含む)

・東京の観光資源を活かした、富裕層旅行者の関心に沿う夜間・早朝観光コンテンツについて

・上記コンテンツの開発に向けた、効果的な手法について

・富裕層旅行者に訴求する、効果的なアプローチ方法について

・施策展開のスピード感及び規模について

※提案は、調査・分析の結果を踏まえ、経済効果(費用対効果)を明らかにし、論理的なプロセス・仮定を含め、分かりやすい言葉でまとめること。

※その他、事業目的を達成するために必要な分析及び提案を、財団と協議の上実施すること。

### 4 報告書類等の作成

#### (1)調査報告書 10部

2及び3の業務で実施した内容を取りまとめた調査報告書を作成し、提出すること。

記載内容については、財団と協議の上作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

ア.調査概要

概要(件名・調査期間・調査対象・調査目的・現状と課題)

調査内容(基本的に委託内容の項目と一致)、調査スケジュール、

運営体制(チャート図等)

イ.調査の結果

ウ.東京の現状・課題の分析

エ.今後の展開

オ.参考資料(調査の根拠資料・会議議事録等)

※提出形式

以下「規格」を目安として、財団と協議の上決定すること

|     |                                                                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規 格 | 大きさ:A4<br>色 :4色カラー刷り<br>頁 数:150 頁程度<br>仕 立:くるみ表紙、無線とじ<br>校 正:4回<br>その他:背文字あり、奥付あり、頁番号あり<br>使用インキ等の使用材料については、「東京都グリーン購入ガイド 2022 年度版『2.印刷物』」に準拠すること。 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 調査報告書概要版 10部

上記(1)の調査報告書について、図や表を用いて簡潔にまとめた概要版を作成し、提出すること。

記載内容については、財団と協議の上作成すること。

※提出形式

以下「規格」を目安として、財団と協議の上決定すること

|     |                                                                                                             |          |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 規 格 | 大きさ:A3<br>頁 数:3枚・中折両面・見開き<br>校 正:2回<br>その他:頁番号あり<br>使用インキ等の使用材料については、「東京都グリーン購入ガイド 2022 年度版『2.印刷物』」に準拠すること。 | 色 :カラー刷り |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|

(3) 上記(1)の電子情報(CD-R又はDVD-R) 3部

(4) 報告用写真及び映像

記録用の写真及び動画を撮影して提出すること。動画の内容や編集方針については、受託者と財団と協議の上、作成すること。なお、以下の項目は必ず提出すること。

ア.写真

海外の富裕層向け夜間・早朝観光の魅力が伝わる写真、観光地の様子等

イ.映像

現地調査実施時の記録映像(5分程度)

## 第8 納入物件

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 調査報告書    | 10部 |
| 2 調査報告書概要版 | 10部 |

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 3 1の電子情報(CD-R又はDVD-R)    | 3部 |
| 4 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 3部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft Power Point」のいずれかによる。なお、写真、図表、映像等はWindows10標準ソフトで編集可能な形式によるものとし、事前に財団の確認を得ること。また、オリジナルデータその他、PDF形式のファイルも作成し提出すること。なお、スキャニングによるPDF化は認めない。

## 第9 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
  - (1) 本調査の委託者は財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
  - (2) 財団の調査であることを理由に調査協力事業者等に本事業への無償協力を強制しないこと。協力要請の際は謝金等を支払うことを前提とすること。
  - (3) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
  - (4) 調査から知り得た情報(秘密)を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
  - (5) 特定の企業、機関のみに利することのないよう、中立的な立場から公平性に十分配慮しながら、調査を実施すること。
  - (6) 観光庁による訪日外国人消費動向調査、宿泊旅行統計調査等、及び独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)や都が実施する各種調査はもとより、調査対象都市の公的機関及び観光関連機関等が公表する各種統計データ等を参照して調査にあたること。なお、民間企業による調査結果等を活用する場合には、その目的及び信頼性を事前に明らかにすること。
  - (7) 現地市場における調査実施に当たっては、調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を確認した上、行うこと。
  - (8) 財団の調査であるとして協力を強制しないこと。また、調査対象者に対して不快感、不信感を抱かせないように十分に配慮すること。
  - (9) 調査の結果得られたデータを中立的及び公平な立場から解釈するとともに、特定の結果を得るための恣意的な分析を行わないよう、十分に配慮すること。
  - (10) 受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するための体制を整備すること。また、実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに財団に報告すること。
- 4 受託者は、令和4年8月から令和5年3月までの間、毎月1回程度、財団及び都に対して定例報告を行うこと(定例報告会の開催)。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、財団と協議すること。また、開催にあたっては、状況に応じてオンラインでの開催も検討すること。なお、この定例報告にかかわらず、受託者と財団は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査した結果をとりまとめた書面を財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 8 新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事

業の実施期間中においても適宜見直しを図ることがある。

なお、実施に際しては、都や国等のガイドラインに応じた感染予防対策を講じること。

## 第10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 第11 著作権

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本件委託の履行に伴い発生する成果物及び委託業務にて取得したコンテンツ(成果物に含まれない写真等も含む)に対する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て財団に帰属するものとする。つまり翻案権および二次的著作物の権利についても財団のものとなるよう手配すること。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。また、成果物の一部に本件委託とは関係なく受託者が従前から著作権を有する著作物を利用した場合は、当該著作物の著作権は受託者に留保されるものとする。
- 3 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- 5 上記1、2、3及び4の規定は、第10により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 第12 秘密の保持

受託者は、第10により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第10により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 第13 委託事項・関係法令の遵守及び個人情報の保護

- 1 本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- 3 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために財団が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。
  - (1) 本事業を通じて得た関係者等の氏名/連絡先/メールアドレス など
  - (2) 当財団職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名/メールアドレス などまた、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IP アドレスなど)も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 4 本事業の遂行にあたり第10「第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者

においても、当該事業者が当事業における個人情報扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

## 第14 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

## 第15 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- 4 財団職員（1名程度）が現地調査へ同行する場合は、その分も含めて手配等を行うこと。なお、渡航費、宿泊費、現地交通費、入場料等の経費も含め、手配にかかる諸経費は受託者の負担とすること。

## 第16 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課  
〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階  
電話: (03) 5579-2682 FAX: (03) 5579-8785